

令和2年度実施概要

令和元年度に堺市地域介護サービス運営協議会で議論された地域包括支援センターのあり方の方向性を受け、令和2年度は次の内容で地域包括支援センターの機能強化を実施した。

(1) 地域包括支援センター機能強化の手法の検討

「独居高齢者人口」「高齢者のみ世帯」「小学校区数」が多く、特に業務の負荷が多いと考えられる2圏域の地域包括支援センターにおいて、人員体制の強化と相談窓口の増設を先行実施。前年度同時期で活動状況を比較。

- (東第1圏域) 相談窓口の増設(身近な窓口で相談を受けセンターにつなぐランチの設置)
- (西第2圏域) 地域包括支援センターの人員体制の強化(4名→5名)

(2) 認知症施策の推進体制の整備

令和2年10月から7区全ての基幹型包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置。

(3) 地域包括支援センター運営法人の公募の導入

令和3年度から令和8年度までの全21地域包括支援センターの運営法人の公募を実施

地域包括支援センター機能強化の手法の検証結果について

1 相談対応の指標

相談実人数については、緊急事態宣言が発出されていた4月、5月は、包括全体で相談件数が減少したため、あくまで参考としての前年度比較となっている。包括への相談経路では、**19包括平均では訪問件数が前年度から減少しているが、2包括ではいずれも増加**しており、人員増や窓口増設により、包括の機動力が向上したことが伺える。

【相談実人数】

【相談経路】

圏域	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	4~9月計	相談経路						
									19センター平均		東第1		西第2		
東第1	R2	106	66	69	73	82	81	477	来所	87	100	21	51	97	81
		100	61	70	55	58	47	391	電話	1040	1037	672	532	1086	906
	R1	100	61	70	55	58	47	391	機関連絡	849	706	1058	590	879	1174
西第2	R2	81	53	61	62	38	51	346	訪問	303	306	197	158	303	282
		130	68	60	70	38	49	415	カンファレンス	72	64	18	17	105	98
	R1	130	68	60	70	38	49	415	その他	44	63	6	5	48	53

＜支援の内容(困難事例等)に関連する実績＞

支援件数は、**両包括とも前年比で19包括平均より支援件数が増加しており、機能強化により、相談への対応が充実したことが伺える。**支援の内容においても、外出自粛等の影響を受けたと推察される**心身の機能低下に対する本人への支援**(介護保険、医療・保健)や、**虐待や成年後見制度などの困難事例への対応**(及びそれに付随する介護者・ケアマネ支援)など、コロナ禍におけるニーズや困難ケースへの支援が強化されている。

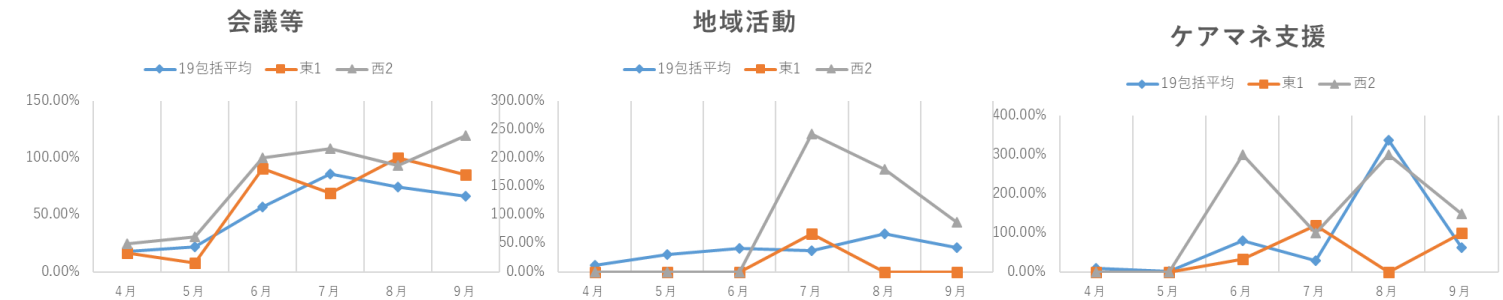
【支援の内容】

支援内容	19センター平均		東第1		西第2	
	R2	R1	R2	R1	R2	R1
介護保険	1158	1213	1150	773	955	898
医療・保健	406	329	112	167	640	264
介護者・ケアマネ支援	454	393	118	63	823	395
権利擁護	468	337	134	71	485	487
その他	1222	1076	664	436	1730	1763
計	3708	3348	2150	1510	4633	3807

2 アウトリーチ指標

＜アウトリーチ活動に関連する実績＞

新型コロナウイルス感染症の影響から、全体として4・5月はほぼ実績が無く、6月以降の実績も前年度を下回っている。その中で、**西第2は全項目の実績がセンター平均を上回っており、アウトリーチ機能が向上**していることが伺える。



3 活動状況全般

◆窓口増設: 4月以降、広報や関係機関、地域団体へ新しい窓口の周知を実施。**6月以降から、少しずつ広報紙などを見てランチに直接相談が入る**ようになり、9月からは、保健センターや民生委員、近隣のクリニックからの相談も入るようになった。**ランチで初期相談を受けることで東第1包括としても少しゆとりができ、個別のケースに丁寧に関われるようになった。**

◆職員増員: **4月以降、積極的に地域に出向き**、買い物に支援が必要な高齢者が多く利用する生協の移動販売の場での包括や介護予防の啓発、圏域の薬局、区内の郵便局など、高齢者が来ることの多い場所を訪問し、利用者への包括の案内や認知症、介護予防の啓発の協力依頼を行った。その結果、地域の卓球クラブでの体操の指導や、薬局から服薬管理ができない人の相談が入るなど、**新たな地域活動や関係機関との連携につながった。**相談対応では、**1名増員となったことで、ケースの話をゆっくり聞くことができるようになった**ほか**成年後見制度の相談が多かったが、家庭裁判所の手続きなど、速やかに動けるようになった。**

令和3年度実施概要

令和2年度の先行実施の検証では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、介護サービスの利用自粛、地域活動や会議などの中止などの影響がある中でも、機能強化による一定の効果が見られたことから、令和3年度では新たに4センターと令和2年度に増設した相談窓口1か所において、人員体制を強化する。

(1) 地域包括支援センターの人員体制の強化(令和3年8月から)

相談対応や地域活動支援の機能向上を図るため、高齢者人口又は独居高齢者が特に多い4圏域で地域包括支援センターの職員体制を4名から5名に増員。

(対象圏域) 堺第1、中第3、東第2、南第2

(2) 相談窓口の強化(令和3年4月から)

地域包括支援センターの相談体制を補完するため、令和2年度に東第1圏域に増設した相談窓口(ランチ)について、身近な場所で相談を受け、支援につなぐ機能を強化するため、職員体制を地域包括支援センター必置3職種のいずれかの資格を有する専従の常勤職員1名の配置とし、東第1包括のサブセンターとする。

今後の地域包括支援センター機能強化の方向性について

令和4年度以降の機能強化については、高齢者人口又は独居高齢者の多い圏域を優先的に、各圏域の実態に応じ、人員増、窓口増(ランチ、サブセンター)の手法を選択し、機能強化の検討を行う。